

（仮称）新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の 制定に向けたパブリック・コメントの実施 ～皆様のご意見をお聴かせください～

本年6月16日に住宅宿泊事業法が公布され、同日から1年以内に施行される予定です。

新宿区では、住宅宿泊事業に起因する事象による、区民の生活環境の悪化を防止することを目的として、新宿区民泊問題対応検討会議を設置し、検討を進めてきました。

このたび、「（仮称）新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」を制定していくため、条例（案）の骨子として検討会議で取りまとめた「新宿区ルール」について、幅広く皆様からご意見をいただき、条例案の策定に生かしたいと考えています。

つきましては、下記のとおり皆様からご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、衛生課、区政情報課、区ホームページで公表し、「広報しんじゅく」でも概要をお知らせします。

【意見を提出できる方】

- ① 新宿区内に在住・在勤・在学の方
- ② 区内事業者及び団体
- ③ 施策等の案に利害関係のある方

【提出期間】

平成29年10月5日（木）～10月18日（水）まで（必着）

【提出方法】

記入用紙に必要事項を記入の上、郵送・ファックス・窓口持参によりご提出をお願いいたします。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区健康部（保健所）衛生課環境衛生第一係

〒160 - 0022 東京都新宿区新宿 5 - 1 8 - 2 1 区役所第二分庁舎 3 階

電話 03（5273）3841（直通）・FAX 03（3209）1441